

(2) 加算

- ◆新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の訪問介護等を提供した場合、または職員に同行し、指示、指導等を行った場合に加算されます。

内 容	利用者負担	1 月限度
初回加算	2 0 0 円	

- ◆訪問介護計画等に位置付けられていない訪問介護等を、利用者またはその家族からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用者負担	1 回の要請につき
緊急時訪問介護加算	1 0 0 円	1 回を限度

- ◆介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行うなどの要件を満たす場合に加算されます。

内 容	利用者負担
介護職員処遇改善加算Ⅳ	1 月につき基本利用料の 14.5%

◇保険給付として不適切な事例への対応について

次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

【主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為】

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）

②「日常生活の援助」に該当しない行為

【職員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為】

- ・草むしり、花木の水やり
- ・犬の散歩等、ペットの世話等

【日常に行われる家事の範囲を超える行為】

- ・電気・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理等
- ・植木の剪定等の園芸